

広島県告示第四百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和七年五月十五日までの間、縦覧に供する。

令和七年五月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

江田島大柿線

三 道路の区域

区 間		新旧の別		
江田島市大柿町柿浦字中郷一五〇九番一地从先から 江田島市大柿町柿浦字中郷一五〇一番一地先まで	旧	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	新			
	八・五〇、 八・七〇	三二・〇〇	三二・〇〇	拡張